

横浜市立すみれが丘小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月31日(月)

改定日 令和6年3月29日(金)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめを防止するための基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

- ・いじめの防止等の対策を実効的に行うため、「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・構成員は管理職・教務主任・児童支援専任・学年代表・学級担任・養護教諭とする。また、必要に応じて心理や福祉の専門家の参加を求める。

②委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある時は直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は学校として組織的に対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、あらゆる教育活動を通じ、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・学校いじめ防止委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報窓口を設置する。
- ・児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合は早期に解決できるよう、情報の迅速な共有、関係児童に対する調査（アンケート・聞き取り等）、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を行う。

- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に関わる校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直し（P D C Aサイクルの実行を含む）を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- ・豊かな心の育成を目指した道徳教育を推進し、併せて人権教育年間計画に沿った子どもの社会的スキル横浜プログラムを年3回実施する。そのことにより、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ユニバーサルデザインを取り入れて学習環境を整えると共に、誰もが分かりやすい授業を目指す。
- ・子どもの主体的な取組としてペア学年活動や代表委員会（横浜子ども会議につながる本校の取組について考える）等を行う。このことで適切な人間関係の確立や、自己有用感を高めていくことができるよう支援する。

② いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制を構築する。具体的には、児童支援専任を中心とした職員による休み時間の見守りや、毎月の職員会議において全教職員で児童理解についての情報共有を行う。
- ・定期的なアンケート調査（YPアセスメント年2回、いじめ解決一斉アンケート年2回、学校生活アンケート年6回）や児童への個人面談等で児童一人ひとりの把握と情報の収集を行う。
- ・年間2回の教育相談と年1回の個人面談を設け、保護者へ周知する。
- ・いじめの定義理解研修を初めとする教職員研修を行う。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。
- ・児童の様子については小さな変化も見逃さないように保護者との連携を密にする。また、必要に応じて地域、関係機関とも連携を行う。

③ いじめに対する措置

- ・いじめ（疑いを含む）を認知した段階で直ちに学校いじめ防止対策委員会を開催し、情報の共有と対応方針の決定、記録を行う。
- ・被害児童・保護者への心に寄り添った支援や、加害児童・保護者に対する指導・支援を継続的に行う。
- ・いじめが犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命や、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報すると共に、関係機関、専門機関と連携する。

④ いじめの解消

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

《いじめの解消の要件》

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）とまっていること。
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

●いじめの解消に至るまでに学校として次のような取組を行う。

- ・被害児童に定期的な面談を通して「あなたを守る」というメッセージを送り続けることで安心感を与える。
- ・本人に相談しやすい教職員を確認し、当該の教職員が連携して支援にあたる。
- ・加害児童に活躍の場を意図的につくるなど、「自己有用感」が実感できるように配慮する。
- ・双方の児童に対して必要に応じてカウンセラーとの面談を行う。
- ・双方の保護者と情報を共有し児童の心の安定につなげる。
- ・子どもを受け入れる学級・学年の集団づくり・雰囲気づくりを進める。

⑤ 教職員等への研修

- ・児童理解研修（YP アセスメント）や、いじめ防止研修などを企画し実施する。
- ・いじめ防止やその対応に向けて、随時、情報発信や情報提供等の校内啓発を行う。

⑥ 学校運営協議会等の活用と地域との連携

- ・いじめについて「学校運営協議会」や「ピオラ応援団」などを活用し、保護者や地域の方と情報を交換し、挨拶・声かけ・見守り・授業参観・連絡等の連携をしていく。
- ・保護者・地域・学校が協力して実施している「すみれ夏祭り」や授業サポーター・地域サポーターの活動等を通してさらに連携を深めていく。

⑦ 取組の年間計画

月	内 容	
4月	組織の引継ぎ・新年度の児童の実態把握 情報収集・いじめの定義研修	入学式・懇談会・学校説明会（基本方針説明）・地域訪問
5月	全市一斉いじめ解決一斉アンケート（記名式）の実施と面談 ペア学年遠足 代表委員会で横浜子ども会議に向けての話し合い	学校運営協議会（基本方針説明） 個人面談または教育相談
6月	YP アセスメント実施① 支援検討会①	学・家・地連（基本方針説明）
7月	横浜プログラム（SOSの出し方プログラム）実施① 横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	個人面談または教育相談 すみれ夏祭り
8月	専任夏季研修に基づく校内研修 横浜子ども会議区交流会	
9月	横浜プログラムの実施②（6～9月）	
10月		すみれ運動会
11月	YP アセスメント実施② 支援検討会②	個人面談
12月	全市一斉いじめ解決一斉アンケート（無記名）の実施と面談 人権週間・いじめ防止月間の取組	学校運営協議会（土曜参観）
1月	横浜子ども会議振り返り	
2月	横浜プログラムの実施③（11～2月）	学校報告会 懇談会 学校運営協議会
3月	新年度へ向けての振り返りと引き継ぎ 基本方針の見直し	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	授業サポート（随時）

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同項第2号）、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」（同項附帯決議）とされている。

【発生の報告】

重大事態と思われる案件が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処すると共に、再発防止も視点においた調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校はいじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検をおこない、必要に応じて組織や取組等を見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。